Ｃｈｅｅｒ

［若手教職員向け高教組通信］
長崎高教組は
若い教職員の皆さんを
応援します

（第１号）　2015/4/21

発行責任者：高教組書記長　馬場　隆

給料明細に書いてある「表級号給」って何のことか知ってますか？

教職員組合は教職員の労働条件を改善し、働きやすい職場づくりや、豊かな教育を実践できる学校づくりを、みんなの力ですすめることをめざして活動しています。その中で、若い教職員の皆さんの様々な要求や願いが実現するように一緒になって頑張りたいと思っています。

まず、若い教職員の皆さんに賃金などの労働条件について関心を持っていただこうと、給料明細の見方について、紙面上で解説をします。質問などがあれば、分会長にお尋ねください。

銀行コード	所属	職員番号	表級号給	氏　　名	現金額
			Ｅ２－１６		

支給									
	給料	調整額	教職調整額	管理職手当	扶養手当	地域手当	特地手当	準特地手当	通勤手当
	222,100								
	住居手当	時間外休日夜間	農林漁改手当	教員特別手当	産教手当	定通手当	初任給調整手当	月額特勤手当	実績特勤手当
	宿日直手当	期末手当	勤勉手当	育児休業給	単身赴任手当	管理職特別勤務			支給総額

私たち教職員の基本賃金にあたる「給料月額」は、給与明細では「支給」の欄の「給料」の金額ですが、これは最上段の「表級号給」に対応しています。教職員の賃金はいくつかの職種ごとに給料表が異なります。教諭・実習教諭・養護教諭などの教育職は「教育職給料表（二）」、事務職は「行政職給料表」、現業職は「現業職給料表」が適用されます。上の例ではＥですから「教育職給料表（二）」になります。右の表が「教育職給料表（二）」です（注１）。

「教育職給料表（二）」は１～４級に分かれていて、若い実習教員などは１級、教諭・養護教諭・年配の実習教員は２級、教頭が３級、校長が４級の給料になります。

次に「号給」ですが、これは勤務年数で変わります。初任給は、教諭で大卒後すぐに採用された場合が１号です。右の給料表で見ると 195,100 円が初任給になります。正規採用前に講師などの経験がある場合は経験年数などに応じて上の号給からスタートします。無職や留年の場合も一定の割合で経験年数が換算されるので１号より上の号給が初任給となります。２年目以降は４月に昇給になり、４号上の号給となります（注２）。

上の例の「表級号給　Ｅ２－１６」は、教育職給料表（二）の２級の 16 号給ということで、右の給料表のとおり、222,100 円となります。

教育職給料表（二）

号	１級	２級
1	150,900	195,100
2	152,400	196,800
3	153,900	198,400
4	155,400	200,100
5	157,100	201,900
6	159,000	203,600
7	160,800	205,300
8	162,600	206,900
9	164,400	208,700
10	166,500	210,600
11	168,500	212,500
12	170,500	214,400
13	172,500	216,100
14	174,700	218,100
15	176,900	220,100
16	179,100	222,100
17	181,400	224,000
18	184,000	226,700
19	186,500	229,400
20	189,000	232,100

※２１号以上及び３級・４級は省略
１級は１５３号
２級は１４５号　まで

（注１）給料表の金額は、毎年秋の高教組と県教委の交渉で確定します。
昨年度の交渉で若年層の賃金が改善されましたので、昨年度の「Cheer第1号」でお知らせした金額よりアップしています。

（注２）現在は全員が同じように昇給しますが、県は、「成績」によって昇給に差をつける制度にすることを検討しています。高教組は現在の制度を維持することを求めています。

教職員の賃金や休暇等の労働条件について、高教組は県教委と交渉することができます。賃金や休暇等についての皆さんの声を高教組にお寄せください。